

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

定 価 送 料 共 1 箇 月 2， 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

○鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例（※）	（総務課取扱い） 2
○鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（※）	（人事課取扱い） 3
○鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）	（人事課取扱い） 3
○知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）	（人事課取扱い） 4
○鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）	（財政課取扱い） 5
○鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例（※）	（財政課取扱い） 7
○鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）	（税務課取扱い） 8
○鹿児島県統計調査条例の一部を改正する条例（※）	（統計課取扱い） 9
○鹿児島県環境影響評価条例の一部を改正する条例（※）	（環境林務課取扱い） 10
○鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 12
○鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 13
○鹿児島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 14
○鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 15
○鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 17
○鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 19
○鹿児島県介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 20
○鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（※）	（介護福祉課取扱い） 21

- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部条例（※）（健康増進課取扱い） 22
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（※）（障害福祉課取扱い） 23
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）（障害福祉課取扱い） 24
- 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 30
- 鹿児島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 31
- 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 32
- 鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 33
- 鹿児島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 34
- 鹿児島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 35
- 鹿児島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 36
- 鹿児島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（※）（障害福祉課取扱い） 37
- 鹿児島県工業開発等促進条例を廃止する条例（※）（産業立地課取扱い） 37
- みつばち転飼条例の一部を改正する条例（※）（畜産課取扱い） 38
- 鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（※）（都市計画課取扱い） 39
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 39
- 鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 40
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）（県立病院課取扱い） 40

条 例

鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第15号

鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例

議会の議長の平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間における議員報酬の額は、鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 9 年鹿児島県条例第38号）第 2 条の規定にかかわらず、同条例別表第 1 に定める議員報酬額から、その額に100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、同表に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年 3 月31日限り、その効力を失う。

.....

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第16号

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第16条の 5 第 3 項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条又は他の法律の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本県に派遣された職員が住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要した場合は、当該職員には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第17号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のよ

うに改正する。

第 2 条第17号及び第18号を次のように改める。

(17)及び(18) 削除

第 2 条第20号を次のように改める。

(20) 削除

第 2 条に次の 1 号を加える。

(50) 麻薬取締手当

第19条及び第20条を次のように改める。

第19条及び第20条 削除

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第52条及び第53条を次のように改める。

(麻薬取締手当)

第52条 麻薬取締手当は、麻薬取締員である職員が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第 5 項若しくは第56条第 1 項の規定による業務又は拳銃訓練に従事したときに支給する。

2 麻薬取締手当の額は、業務又は訓練に従事した日 1 日につき、800円以内とする。

第53条 削除

附 則

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

2 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

.....

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第18号

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給料の特例に関する条例（平成24年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則第 2 項中「平成25年 3 月 31 日」を「平成26年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第19号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1農政部の表7の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別表第1土木部の表3の項の(1)中「第4条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「18,000円」を「19,200円」に改め、同項の(1)の次に次のように加える。

(1)の2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けている旨の証明書の発行	二級建築士又は木造建築士登録証明手数料	1枚につき400円
--	---------------------	-----------

別表第1土木部の表3の項の(5)の次に次のように加える。

(5)の2 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料	5,900円
--------------------------------	----------------------------	--------

別表第1警察本部の表1の項の(1)のイ中「の遊技機」の次に「（以下この項において「未認定遊技機」という。）」を加え、同項の(1)のイの(イ)中「16,000円」を「15,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「27,000円」を「25,000円」に改め、同項の(1)のイ中「法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円」を「2,800円」に、「検定を」を「遊技機の検定を」に、「遊技機以外の遊技機に」を「未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機に」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同項の(1)のウの(イ)中「15,000円」を「14,000円」に改め、同項の(1)のウの(イ)中「27,000円」を「24,000円」に改め、同項の(9)のイ中「2,700円」を「2,200円」に改め、同項の(9)のイ中「2,720円」を「4,340円」に改め、同項の(9)のウの(イ)の

a の(a)中「31,700円」を「35,000円」に改め、同項の(9)のウの(ケ)の a の(b)中「8,200円」を「16,300円」に改め、同項の(9)のウの(ケ)の b の(a)中「24,700円」を「29,000円」に改め、同項の(9)のウの(ケ)の b の(b)中「8,200円」を「16,300円」に改め、同項の(9)のウの(ケ)の c 中「5,900円」を「14,400円」に改め、同項の(9)のウの(イ)の a 中「59,700円」を「59,000円」に改め、同項の(9)のウの(イ)の b 中「14,700円」を「23,000円」に改め、同項の(9)のウの(ウ)の a 中「30,700円」を「35,000円」に改め、同項の(9)のウの(ウ)の b 中「10,800円」を「19,000円」に改め、同項の(9)のウの(エ)の a 中「30,700円」を「35,000円」に改め、同項の(9)のウの(エ)の b 中「10,800円」を「19,000円」に改め、同項の(9)のウの(オ)の a 中「24,700円」を「29,000円」に改め、同項の(9)のウの(オ)の b 中「3,680円」を「12,600円」に改め、同項の(10)のア中「6,300円」を「3,900円」に改め、同項の(10)のイ中「18,000円」を「6,300円」に改め、同項の(10)のウの(ケ)の a の(a)中「1,530,000円」を「1,435,000円」に改め、同項の(10)のウの(ケ)の a の(b)中「296,000円」を「438,000円」に改め、同項の(10)のウの(ケ)の b の(a)中「1,141,000円」を「1,128,000円」に改め、同項の(10)のウの(ケ)の b の(b)中「296,000円」を「438,000円」に改め、同項の(10)のウの(ケ)の c 中「174,000円」を「338,000円」に改め、同項の(10)のウの(イ)の a 中「1,816,000円」を「1,621,000円」に改め、同項の(10)のウの(イ)の b 中「399,000円」を「479,000円」に改め、同項の(10)のウの(ウ)の a 中「1,193,000円」を「1,148,000円」に改め、同項の(10)のウの(ウ)の b 中「349,000円」を「482,000円」に改め、同項の(10)のウの(エ)の a 中「1,192,000円」を「1,147,000円」に改め、同項の(10)のウの(エ)の b 中「348,000円」を「481,000円」に改め、同項の(11)のアの(ケ)の a 中「32,300円」を「43,300円」に改め、同項の(11)のアの(ケ)の b 中「8,100円」を「23,100円」に改め、同項の(11)のアの(イ)の a 中「25,300円」を「36,300円」に改め、同項の(11)のアの(イ)の b 中「8,100円」を「23,000円」に改め、同項の(11)のアの(ウ)中「5,700円」を「21,000円」に改め、同項の(11)のイの(ケ)中「62,300円」を「68,300円」に改め、同項の(11)のイの(イ)中「15,300円」を「30,300円」に改め、同項の(11)のウの(ケ)中「31,300円」を「42,300円」に改め、同項の(11)のウの(イ)中「10,800円」を「26,300円」に改め、同項の(11)のエの(ケ)中「31,300円」を「42,300円」に改め、同項の(11)のエの(イ)中「10,800円」を「26,300円」に改め、同項の(11)のオの(ケ)中「25,300円」を「36,300円」に改め、同項の(11)のオの(イ)中「3,300円」を「19,100円」に改め、同項の(12)のアの(ケ)の a 中「1,524,200円」を「1,442,000円」に改め、同項の(12)のアの(ケ)の b 中「290,200円」を「445,000円」に改め、同項の(12)のアの(イ)の a 中「1,135,200円」を「1,135,000円」に改め、同項の(12)のアの(イ)の b 中「290,200円」を「445,000円」に改め、同項の(12)のアの(ウ)中「168,200円」を「345,000円」に改め、同項の(12)のイの(ケ)中「1,810,200円」を「1,628,000円」に改め、同項の(12)のイの(イ)中「393,200円」を「486,000円」に改め、同項の(12)のウの(ケ)中「1,187,200円」を「1,155,000円」に改め、同項の(12)のウの(イ)中「343,200円」を「489,000円」に改め、同項の(12)のエの(ケ)中「1,186,200円」を「1,154,000円」に改め、同項の(12)のエの(イ)中「342,200円」を「488,000円」に改め、同項の(13)のア中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「3,400円」を「2,400円」に改め、同項の(13)のイ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技

機が」に、「3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機 1 台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）」に、未認定遊技機 1 台ごとに40円（特定未認定遊技機）」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表の備考 1 中「9,300円」を「8,600円」に改め、同表の備考 2 中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表の備考 3 中「同時に」の次に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を、「金額の欄」の次に「に掲げる金額にかかわらず、同項の(9)のアの場合にあっては零円とし、同項の(9)のイの場合にあっては40円とし、同項の(9)のウの場合にあっては同項の(9)のウ」を加え、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表の備考 4 中「同時に」の次に「当該試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「第 4 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同表中 4 の 6 の項を 4 の 8 の項とし、4 の 5 の項を 4 の 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

4 の 7 二級建築士免許証又は木造建築士 免許証の書換え交付	建築士法第10条の20第 1 項に規定する知事 の指定する者
------------------------------------	-----------------------------------

別表第 2 中 4 の 4 の項を 4 の 5 の項とし、4 の 3 の項を 4 の 4 の項とし、4 の 2 の項を 4 の 3 の項とし、4 の項の次に次のように加える。

4 の 2 建築士法第 5 条第 1 項の規定によ る二級建築士又は木造建築士の登録を受 けている旨の証明書の発行	建築士法第10条の20第 1 項に規定する知事 の指定する者
---	-----------------------------------

附 則

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第20号

鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例

(設置)

第 1 条 県が国から交付を受ける地域経済活性化・雇用創出臨時交付金により、地域経済の活性化等の推進を図るため、鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける地域経済活性化・雇用創出臨時

交付金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第21号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第46条の 4 中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第 2 条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第46条の 4 中「63分の17」を「78分の22」に改める。

附 則

1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成26年 4 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成27年10月 1 日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例第46条の 4 の規定は、平成26年 4 月 1 日以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第 1 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び

同日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

- 3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の鹿児島県税条例第46条の4の規定は、平成27年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

鹿児島県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第22号

鹿児島県統計調査条例の一部を改正する条例

鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「知事」を「知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）」に改める。

第3条第1項、第4条、第5条第1項、第7条及び第8条中「知事」を「知事等」に改める。

第9条の前の見出しを削り、同条及び第10条を次のように改める。

（調査票情報の提供）

第9条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

(1) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

第10条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第11条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条の規定に違反して、統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

(2) 前条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第13条 第11条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条に規定する統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

(2) 統計調査に関する業務に従事する者で統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

附 則

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

.....

鹿児島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第23号

鹿児島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「より、方法書」の次に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」を加える。

第8条中「前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を同条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（説明会の開催等）

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改める。

第15条の見出し中「等」を削り、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第17条」を削る。

第16条中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第17条第1項中「「説明会」を「「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項及び第3項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第4項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同項後段を削り、同条第5項中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第24条中「関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第29条中「若しくは承認」を「、承認若しくは同意」に、「命令する」を「命令をする」に

改める。

第32条第2項中「前項の規定により事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した事後調査報告書」を「技術指針で定めるところにより、第14条第1項第6号イに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして技術指針で定めるものに限る。）、事後調査及び事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書」に改め、同条第3項中「知事及び関係市町村長に対して、規則で定めるところにより、報告書を送付しなければ」を「規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にこれを送付するとともに、これを公表しなければ」に改める。

第34条第1項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第37条中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同条の表中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

第40条第1項第2号中「方法書」の次に「及びこれを要約した書類」を加え、「又は縦覧に供した」を「縦覧に供し、又は公表した」に改める。

第41条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

別表の4の項中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第29条、第37条及び別表の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鹿児島県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第8条、第16条又は第24条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る鹿児島県環境影響評価条例第6条第1項の方法書（以下「方法書」という。）、同条例第14条第1項の準備書（以下「準備書」という。）又は同条例第22条第2項の評価書について適用する。
- 3 新条例第8条の2の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。
- 4 新条例第17条第4項の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る準備書について適用し、施行日以前に行った公告及び縦覧に係る準備書については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第24号

鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第17条第 1 項に規定する条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条及び第 5 条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）で定める基準の例による。

（入所者に対する虐待の防止等）

第 4 条 養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に対する具体的計画等）

第 5 条 養護老人ホームが定める非常災害に対する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第25号

鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第 1 項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第17条第 1 項に規定する条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は，次条及び第 5 条に定めるもののほか，特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において，省令第 9 条第 2 項（省令第42条，第59条及び第63条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「2年間（第 1 号及び第 2 号に掲げる記録にあっては，5年間）」と，省令第11条第 4 項第 1 号イただし書及び第55条第 4 項第 1 号イただし書中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は，2人」とあるのは「知事が必要と認める場合は，4人以下」とする。

（入所者に対する虐待の防止等）

第 4 条 特別養護老人ホームは，入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に関する具体的計画等）

第 5 条 特別養護老人ホームが定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 特別養護老人ホームは，前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 特別養護老人ホームは，非常災害時における入所者の安全を確保するため，地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

この条例は，平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第26号

鹿児島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は，社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第 1 項の規定に基づき，軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 6 に規定

する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）で定める基準の例による。

（入所者に対する虐待の防止等）

第3条 軽費老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に対する具体的計画等）

第4条 軽費老人ホームが定める非常災害に対する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第27号

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等（指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者の指定等を受けることができる者について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、省令で定める基準の例による。この場合において、省令第39条第2項（省令第43条において準用する場合を含む。）、第82条の2第2項、第104条の2第2項（省令第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の2第2項（省令第140条の13及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第2号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第53条の2第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）及び第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第73条の2第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号から第4号までに掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第105条の18第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第3号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号、第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）」とする。

（利用者に対する虐待の防止等）

第4条 指定居宅サービス等の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に関する具体的計画等）

第5条 事業者（指定通所介護事業者、基準該当通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、基準該当短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者及び指定特定施設入居者生活介護事業者に限る。以下同じ。）が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所又は施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 事業者は、前項の具体的計画の概要を当該事業所又は施設において利用者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 事業者は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（指定居宅サービス事業者の指定等を受けることができる者）

第6条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若し

くは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請者については、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第28号

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等（指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービス事業者の指定等を受けることができる者について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第3条 法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、省令で定める基準の例による。この場合において、省令第37条第2項（省令第45条において準用する場合を含む。）、第83条第2項、第106条第2項（省令第115条において準用する場合を含む。）、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条及び第185条において準用する

場合を含む。)及び第194条第2項(省令第210条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「2年間(第1号及び第2号に掲げる記録にあつては,5年間)」と,省令第54条第2項(省令第61条において準用する場合を含む。)及び第92条第2項中「2年間」とあるのは「2年間(第1号に掲げる記録にあつては,5年間)」と,省令第73条第2項中「2年間」とあるのは「2年間(第1号から第4号までに掲げる記録にあつては,5年間)」と,省令第244条第2項中「2年間」とあるのは「2年間(第1号及び第3号に掲げる記録にあつては,5年間)」と,省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「2年間(第1号,第2号及び第8号に掲げる記録にあつては,5年間)」と,省令第275条第2項(省令第280条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあつては,5年間)」と,省令第288条第2項中「2年間」とあるのは「2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあつては,5年間)」とする。

(利用者に対する虐待の防止等)

第4条 指定介護予防サービス等の事業を行う者(以下「事業者」という。)は,利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めなければならない。

(非常災害に関する具体的計画等)

第5条 事業者(指定介護予防通所介護事業者,基準該当介護予防通所介護事業者,指定介護予防通所リハビリテーション事業者,指定介護予防短期入所生活介護事業者,基準該当介護予防短期入所生活介護事業者,指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に限る。以下同じ。)が定める非常災害に関する具体的計画は,火災,震災,風水害その他のその事業所又は施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 事業者は,前項の具体的計画の概要を当該事業所又は施設において利用者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 事業者は,非常災害時における利用者の安全を確保するため,地域の自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の自主防災組織をいう。)及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の指定等を受けることができる者)

第6条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は,法人とする。ただし,病院,診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護,介護予防訪問リハビリテーション,介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請者については,この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な事項は,知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第29号

鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第88条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において、省令第3条第1項第1号イただし書中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第2号に掲げる記録にあっては、5年間）」とする。

(入所者に対する虐待の防止等)

第5条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

(非常災害に関する具体的計画等)

第6条 指定介護老人福祉施設が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の自主

防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第30号

鹿児島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 法第97条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において、省令第38条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「2年間（第1号及び第3号に掲げる記録にあっては、5年間）」とする。

（入所者に対する虐待の防止等）

第4条 介護老人保健施設は、入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に関する具体的計画等）

第5条 介護老人保健施設が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 介護老人保健施設は、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の自主防災

組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第31号

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、旧法において使用する用語の例による。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 旧法第110条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「旧省令」という。）で定める基準の例による。この場合において、旧省令第36条第2項（旧省令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「2年間（第1号及び第2号に掲げる記録にあっては、5年間）」とする。

（入院患者に対する虐待の防止等）

第4条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する虐待の防止及び入院患者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に関する具体的計画等）

第5条 指定介護療養型医療施設が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければなら

ない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において入院患者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、非常災害時における入院患者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第32号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 鹿児島県新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部又は支部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部又は支部を置くことができる。

2 部又は支部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を、支部に支部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長又は支部長は、部又は支部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

.....

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第33号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鹿児島県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(鹿児島県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第2条 鹿児島県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年鹿児島県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成24年鹿児島県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号エ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第34号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第 8 章 福祉型障害児
第 9 章 医療型障害児
第10章 福祉型児童発
第11章 医療型児童発
第12章 情緒障害児短

目次中「第 8 章 情緒障害児短期治療施設（第67条―第74条）」を

入所施設（第67条―第75条）

入所施設（第76条―第80条）

達支援センター（第81条―第86条）に、「第 9 章」を「第13章」に、「第75条―第85条」を
達支援センター（第87条―第90条）

期治療施設（第91条―第98条）」

「第99条―第109条」に、「第10章」を「第14章」に、「第86条―第88条」を「第110条―第112条」に改める。

第 2 条第 1 項中「（昭和23年厚生省令第11号）」を「（昭和23年厚生省令第11号）及び」
に改め、同条第 2 項中「第88条第 2 項」を「第112条第 2 項」に改め、「（助産施設、乳児院、
母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自
立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）」を削る。

第 7 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次
の 2 項を加える。

2 前項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定さ
れる非常災害に関するものでなければならない。

3 児童福祉施設は、第 1 項の具体的計画の概要を当該施設において当該施設に入所している
者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

第 7 条に次の 1 項を加える。

5 児童福祉施設は、非常災害時における当該施設に入所している者の安全を確保するため、
地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項の自主防災組
織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

第17条中「児童養護施設」の次に「、障害児入所施設」を加える。

第21条第 2 項中「児童養護施設」の次に「、障害児入所施設、児童発達支援センター」を加

える。

第45条第5号中「以下」を「次号及び附則第2条第2項において」に改める。

第57条第6号中「応じ、」を「応じた」に、「設備」を「設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）」に改める。

第88条を第112条とし、第87条を第111条とし、第86条を第110条とする。

第10章を第14章とする。

第9章中第85条を第109条とし、第75条から第84条までを24条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第8章中第74条を第98条とし、第70条から第73条までを24条ずつ繰り下げる。

第69条第1項中「第75条の2第1項」を「第74条第1項」に改め、同条第2項中「第75条の2第2項」を「第74条第2項」に改め、同条を第93条とする。

第68条中「第75条」を「第73条」に改め、同条を第92条とする。

第67条を第91条とする。

第8章を第12章とし、第7章の次に次の4章を加える。

第8章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、

その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

(8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(9) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第68条 福祉型障害児入所施設の職員については、設備運営基準第49条の定めるところによる。

(生活指導及び学習指導)

第69条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、可能な限り社会に適応できるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第62条第2項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第70条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第62条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第71条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第72条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第65条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第73条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第74条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第75条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第16条第

1 項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

（設備の基準）

第76条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備については、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

（職員）

第77条 医療型障害児入所施設の職員については、設備運営基準第58条の定めるところによる。

（心理学的及び精神医学的診査）

第78条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

第79条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

（児童と起居を共にする職員等）

第80条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第65条、第69条、第70条及び第73条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第71条の規定を準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

第81条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医

務室，相談室，調理室，便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

- (2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし，その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は，児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには，静養室を設けること。
- (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには，聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには，指導訓練室，調理室，便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

第82条 福祉型児童発達支援センターの職員については，設備運営基準第63条の定めるところによる。

（生活指導及び計画の作成）

第83条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については，第69条第1項及び第71条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第84条 福祉型児童発達支援センターの長は，児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに，必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり，児童の生活指導につき，その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第85条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては，第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり，特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し，治療可能な者については，できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第86条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については，第74条の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第87条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は，次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか，指導訓練室，屋外訓練場，相談室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか，浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける

設備を設けること。

（職員）

第88条 医療型児童発達支援センターの職員については、設備運営基準第69条の定めるところによる。

（入所した児童に対する健康診断）

第89条 医療型児童発達支援センターにおいては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

（生活指導等）

第90条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第69条第1項、第71条及び第84条の規定を準用する。

附則第4条中「第75条第2項」を「第99条第2項」に改める。

附則第5条中「第75条第2項」を「第99条第2項」に、「第67条第2号」を「第91条第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「旧法」という。）第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第35条第3項又は第4項に規定する手続を経て新法第42条に規定する障害児入所施設として設置されているものとみなされたもの（平成23年6月17日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第67条第7号の規定を適用する場合においては、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。
- 3 旧法第43条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第34条第2項の規定により新法第35条第3項又は第4項に規定する手続を経て新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置されているものとみなされたものに対する新条例第82条の規定の適用については、同条中「定めるところによる」とあるのは、「定めるところによる。この場合において、同条第2項中「児童の数を4で除して得た数」とあるのは、「乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする」とする。

鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第35号

鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号，第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき，指定通所支援の事業等（指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業をいう。以下同じ。）の人員，設備及び運営に関する基準並びに指定障害児通所支援事業者の指定等を受けることができる者について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準)

第3条 法第21条の5の4第1項第2号並びに第21条の5の18第1項及び第2項に規定する条例で定める指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準は，次条に定めるもののほか，児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）で定める基準の例による。

(非常災害に関する具体的計画等)

第4条 指定通所支援の事業等を行う者（保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業のみを行う者を除く。以下「事業者」という。）が定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 事業者は，前項の具体的計画の概要を当該事業所において障害児及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 事業者は，非常災害時における障害児の安全を確保するため，地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定等を受けることができる者)

第5条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は，法人とする。ただし，医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定又は指定の更新の申請者については，この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第36号

鹿児島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定等を受けることができる者並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設の指定等を受けることができる者)

第3条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第24条の12第1項及び第2項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）で定める基準の例による。

(非常災害に関する具体的計画等)

第5条 指定障害児入所施設が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 指定障害児入所施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において障害児及び従業者に見やすいように掲示しなければならない。

3 指定障害児入所施設は、非常災害時における障害児の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第37号

鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等（指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定障害福祉サービス事業者の指定等を受けることができる者について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第30条第1項第2号イ並びに第43条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）で定める基準の例による。

(非常災害に関する具体的計画等)

第4条 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。以下この条において同じ。）が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、前項の具体的計画の概要を当該事業所において利用者（障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。次項において同じ。）及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等を受けることができる者）

第5条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は病院若しくは診療所により行われる短期入所に係る指定又は指定の更新の申請者については、この限りでない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第38号

鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定等を受けることができる者並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の指定等を受けることができる者）

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第44条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）で定める基準の例による。

（非常災害に関する具体的計画等）

第5条 指定障害者支援施設が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。次項において同じ。）及び従業者に見やすいように掲示しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第39号

鹿児島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第80条第1項に規定する条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）で定める基準の例による。

（非常災害に関する具体的計画等）

第4条 法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「事業者」という。）が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 事業者は、前項の具体的計画の概要を当該事業所において利用者（障害福祉サービスを利

用する障害者をいう。次項において同じ。）及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

- 3 事業者は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第40号

鹿児島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

- 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準）

- 第3条 法第80条第1項に規定する条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）で定める基準の例による。

（非常災害に関する具体的計画等）

- 第4条 地域活動支援センターが定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の具体的計画の概要を当該施設において利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。次項において同じ。）及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をい

う。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第41号

鹿児島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第 1 項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第80条第 1 項に規定する条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）で定める基準の例による。

（非常災害に関する具体的計画等）

第 4 条 福祉ホームが定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 福祉ホームは、前項の具体的計画の概要を当該施設において利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。次項において同じ。）及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 福祉ホームは、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第42号

鹿児島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第84条第1項に規定する条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）で定める基準の例による。

(非常災害に関する具体的計画等)

第4条 障害者支援施設が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。次項において同じ。）及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県工業開発等促進条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第43号

鹿児島県工業開発等促進条例を廃止する条例

鹿児島県工業開発等促進条例（昭和38年鹿児島県条例第4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備を新設し、又は増設してその事業の用に供した事業者に対する廃止前の鹿児島県工業開発等促進条例に基づく県税の課税免除又は奨励金の交付については、なお従前の例による。

.....

みつばち転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第44号

みつばち転飼条例の一部を改正する条例

みつばち転飼条例（昭和31年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県蜜蜂転飼条例

第1条中「みつばち」を「蜜蜂」に、「みつ源」を「蜜源」に、「養ほう事業」を「養蜂事業」に、「はちみつ及びみつろう」を「蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」に改める。

第2条第1項中「みつばち」を「県の区域内において蜜蜂」に改め、同条第2項中「転飼期間、ほう群数」を「及びその期間、蜂群数」に、「附する」を「付する」に改める。

第3条中「みつ源」を「蜜源」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第4条第1項中「申請者」を「申請者」に改め、同条第2項中「転飼期間」を「転飼の期間」に改め、同条第4項中「許可事項の変更を必要とするときは、」を「第2条第2項の規定により条件を付された事項について変更しようとするときは、あらかじめ」に改める。

第5条中「ほう群」を「蜂群」に改める。

第6条の見出しを「（報告及び検査）」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、蜜蜂を転飼した者その他必要と認める者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又は検査員に、転飼の場所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第6条第3項中「検査員は、検査を行うとき」を「第1項の規定による検査又は質問をする検査員」に改め、同条第4項中「できるだけ」を「できる限り」に、「立ち合わせなければ」を「立ち合わせなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7条中「ほう群」を「蜂群」に改める。

第 8 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「許可をうけた」を「第 2 条第 1 項又は第 4 条第 4 項の許可を受けた」に改め、同条第 2 号中「許可の内容及び」を「第 2 条第 2 項の」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 第 6 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

(罰則)

第 9 条 第 2 条第 1 項又は第 4 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第 10 条 第 6 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第 11 条中「前条」を「前 2 条」に、「同条」を「各本条」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 5 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第45号

鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 2 項中「第 19 条の 11 第 1 項に規定する講習会修了者等」を「第 19 条の 11 第 1 項第 1 号に掲げる者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第46号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3,495人」を「3,405人」に改め、同条第 3 号中「1,472人」を「1,473人」に改め、同条第 4 号中「12,229人」を「12,048人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第47号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2,995人」を「3,004人」に、「1,741人」を「1,746人」に、「912人」を「916人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第48号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表助産料の項中「146,000円」を「176,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。